

主な変更点

- 「北栄町人権同和教育小地域懇談会」の名称を「人権を学ぶ会」に変更。
- ビデオ視聴・ミニ講演などのあと、懇談を行う従来の流れ パターンA と、懇談を行わず、学習の感想・アンケート記入と、様々な人権問題について訪問者が説明を行う パターンB を新たに設定。
- 学習内容の追加。(・ワークショップ・過去に使用した教材ビデオ視聴)

(注) チラシ、放送等に使用する名称については、自治会名を入れて「〇〇人権を学ぶ会」として周知。(例：江北人権を学ぶ会)

変更理由

- ・近年参加者が減少しており、参加者アンケートなどで「内容のマンネリ化」「参加者が固定化」「話さないといけない＝参加しにくい雰囲気」などの意見がある。
- ・昨年度見直し策定した「北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」で広く14分野の人権課題解消を目標にかかげており、様々な人権問題を視野に入れた学習に取り組めるようにする必要がある。



参加しやすい会の持ち方として、懇談のない学習パターンを追加し、さらに固定化した会のイメージを払拭するため、名称を変更。

【お願い】

- ◆「人権を学ぶ会」に多くの住民の方が参加いただけますようご協力をお願いします。
- ◆全体会並びに分散会の司会及び記録は、自治会住民の方でお願いします。
- ◆参加者が発言しやすい雰囲気・発言の機会をつくるため、原則2つの分散会に分け、懇談を行ってください。(懇談のないパターンBを除く)

<周知方法> ・学ぶ会の内容を記載したチラシを全戸配布する。
(チラシ内容は自治会と相談し、教育委員会で作成。)
・自治会放送(音声告知機)を実施し、自治会役員などへ参加依頼する。
(放送例は、教育委員会で作成。)
・自治会内の各団体役員(PTA・消防団など)をとおして会員へ周知。

<懇談会開催までのスケジュール>

- ① 6月24日(月) 第1回地区推進員会議を開催し、複数の学習内容案を提示。
(自治会長宛の協力依頼文を地区推進員に送致依頼又は郵送。)
- ② 7月23日(火) 実施計画書の提出期限。
- ③ 8月19日(月) 第2回地区推進員会議で全自治会の開催日程等の確認。
- ④ 9月から人権を学ぶ会の実施